

新潟市告示第9号

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年1月9日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市南区庄瀬字川原畑6913番1地先から 新潟市南区庄瀬字川原畑6551番1地先まで	前	6.3 ~ 37.8	269.4
			後	6.3 ~ 19.4	402.8
県道	白根黒埼線	新潟市南区庄瀬字兔塚17番地先から 新潟市南区古川新田字筒場867番地先まで	前	6.2 ~ 13.2	95.1
			後	6.2 ~ 12.6	95.1
県道	白根黒埼線	新潟市南区庄瀬字川原畑6616番地先から 新潟市南区庄瀬字川原畑6551番1地先まで	前	6.3 ~ 16.9	273.2
			後	6.3 ~ 21.6	273.2